会 議 録

	五 哦 」			
会議名	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会			
(審議会等名)	第20回特定個人情報保護評価専門部会			
事務局	総務局情報公開・文書管理課情報公開班			
(担当課)	電話042-769-8331 (直通)			
開催日時	令和7年1月10日(金) 午前10時~午前11時40分			
開催場所	会議室棟1階第1会議室			
委 員	3人(別紙のとおり)			
出 席 その他 者	17人(介護保険課総括副主幹、同主査、同主任、同主事2名、市民税課総 括副主幹3名、同主任、資産税課総括副主幹2名、同主査2名、D X推進課主任3名、同主事)			
事務局	3人(情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主任)			
公開の可否	□可 ■不可 □一部不可 傍聴者数 —			
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由	不可の場合は、 審議内容が相模原市情報公開条例第7条第5号に該当することから、 不可の場合は、 相模原市審議会等公開基準第2条第1項第1号に基づき、非公開。			
議題	1 諮問事案に係る調査審議について (1)介護保険事務に関する特定個人情報保護評価について (2)地方税・環境森林税に関する特定個人情報保護評価について 2 その他			

- 1 諮問事案に係る調査審議について
- (1)介護保険事務に関する特定個人情報保護評価について 実施機関である介護保険課及びDX推進課から、資料に基づいて説明及び事務局から 資料の訂正について説明の後、質疑応答が行われた。

(訂正内容)

- ・予備調査票の番号法別表第一、第二の名称を別表の記載に修正
- ・評価補足シートの相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する 規程、相模原市保有個人情報等の適切な管理に関する要綱について、2回目以 降の記載を略称に修正
- (慎委員) 評価書内の名称の変更は、ガバメントクラウド移行のために統一的な名 称の変更になったということでよいか。
- (DX推進課) そのとおりである。
- (慎委員) 中間サーバーコネクタとは何か。
- (DX推進課) 相模原市では各基盤システムから集めた情報を、共通基盤システム で管理していたが、システム標準化に伴い共通基盤システムは廃止となるため、 使用するシステムである。
- (齋藤部会長) 共通基盤システムの代わりに、庁内連携システムの中間サーバーコネクタという一つのシステムに変更となるのか。
- (DX推進課) そのとおりである。システム標準化に伴い共通基盤システムが使えなくなるためである。機能としてマイナンバーを他自治体へ情報照会する際に、団体内統合宛名番号に変換して情報照会しなければならないが、中間サーバーコネクタ内で個人番号を団体内統合宛名番号に変換して他市町村へ照会することができる。
- (慎委員) 国が仕様を定めたシステムを使用すると思うが、各システムのデータ管理などの委託先は各自治体で異なるのか。
- (DX推進課) そのとおりである。各システムの委託先のベンダーがそれぞれ環境 を構築し、最終的には国が仕様を定めたガバメントクラウド内で運用する。
- (慎委員)委託先に対しての契約や教育は現状と大きく変更はないか。
- (DX推進課) これまでと大きな変更はない。
- (慎委員) これまでに大きな情報漏洩や問題などはないか。
- (DX推進課)ない。
- (齋藤部会長) 委託先との契約については、全項目評価書の P 2 8 の違約金を含めた委託元の契約解除権を定めるなどの記載があれば特に問題はないと思う。
- (松浦委員) 評価の実施時期について、ガバメントクラウドへ移行するためのシステムの構築時期の予定はどうか。
- (DX推進課) データのガバメントクラウドへの移行時期は5月から6月頃を予定

しており、現在はそのための環境構築を各システムの委託先の各ベンダーが行っている状況である。

- (松浦委員) 現在はシステムの開発前段階ということか。
- (DX推進課) 開発途中段階である。
- (齋藤部会長)全項目評価書の別添3変更箇所のP57の下から2行目の提出時期 が事前となっている箇所から、今回の評価ということでよいか。
- (DX推進課) そのとおりである。
- (松浦委員)全項目評価書のP27の「リスク3:従業者が事務外で使用するリスク」で「サービス検索・電子申請機能における措置」の記載が見当たらなかったが、事前の手続きにおける措置」に包含されており、特に固有の措置は講じられていないという認識でよいか。
- (DX推進課)ご指摘いただいたとおり、「サービス検索・電子申請機能における措置」は同項目に追加で記載したほうがよいと考える。二次点検までに修正する。
- (松浦委員)全項目評価書のP27の「リスク4:特定個人情報が不正に複製されるリスク」のサービス検索・電子申請機能における措置でルールに従って業務を行うとあるが、ルールはプログラムで禁止されているのか、運用で禁止としているのか。
- (介護保険課) プログラム上のルールと運用上のルールをどちらも定めている。プログラム上であれば、外付けハードディスクへの保存などはDX推進課から許可を得た媒体しか使用できない。運用上のルールとしては、データを庁外へ持ち出すときは上長の承認が必要であり、承認されないと庁外へ持ち出せない仕組みとなっている。職員へは情報セキュリティチェックを年に1回行っており、セキュリティへの意識付けも行っている。
- (齋藤部会長) 運用上のルールということで、プログラム的にできないわけではないのか。
- (介護保険課) データの庁外への持ち出しについては、上長が承認をしないと、プログラム的に持ち出せない仕組みになっている。
- (松浦委員)上長の承認はシステム上で許可して、プログラム上持ち出せるように なるのか。
- (介護保険課) そのとおりである。
- (齋藤部会長) それらを運用における措置に記載するとわかりやすいのではないか。
- (松浦委員)システム的な面で、説明された内容の記載があるとより正確かと思う。
- (齋藤部会長)全項目評価書のP8の「1.特定個人情報ファイル名」について、 特定個人情報ファイルの使用目的を明確にできるという点では明確かと思う が、記載の名称が長く、ファイルが適切な単位であるか説明してほしい。
- (DX推進課) 例えば税システムの場合であると、税目ごとで分けることはできるが、介護保険事務については、1人に対して複数の情報があり、各業務で分けるよりも一つのシステムでまとめたほうがよいと判断したためである。

- (齋藤部会長) 介護を申請する人の情報が、データベースだと基本情報のような場所の1カ所にあり、そこから参照してくるイメージがあり、必要な情報を一つにまとめていると思う。例えば修正事項があった場合に、修正されているファイルと修正されていないファイルが出てきてしまわないか。調べた範囲では介護保険事務でここまでの情報をまとめている自治体が相模原市しかなかった。複数に分かれて情報を持っていないのか気になる所である。資格や給付、収滞納をひとつにまとめていることが適切なのか判断できない。資格や給付は本来なら個別のファイルにして、その業務の時にそれぞれ必要な個所を参照するのではないかと思うが、このファイルの単位で業務を運用しやすいというのなら、仕方ないのかとも思うが、例えばデータが片方では「A」、片方では「A´」とならないか心配である。その点はどのように運用されているのか。
- (介護保険課)確認し、後日回答する。※
- (齋藤部会長)以前にも指摘したことだが、全項目評価書のP25などパスワード の定期的な変更とあるが、国の指針などでは定期的な変更はしない方がよいと している。相模原市のシステムではパスワードを定期的に変更しないといけな い仕様となっているのなら仕方ないと思う。
- (DX推進課) 定期的な変更を行わないといけない仕様となっている。
- (齋藤部会長) 3ヶ月に1回は頻回に変えないといけないため、使いまわしになり そうである。国の指針のとおり定期的な変更でなく、パスワードとして適切な ものを定める方がよいと思うが、そのような仕様であるならば仕方ない。
- (慎委員) パスワードの使いまわしや1234などの単純なパスワードの設定をしないようになっているか。
- (DX推進課)毎回新しいパスワードを設定することになっている。
- (齋藤部会長) 基礎項目評価書のP10の上から4つ目は追加であるが事後で問題ないか。
- (DX推進課)事後で問題ないと確認している。
- (慎委員) 新システムへ移行の際の情報漏洩はヒューマンエラーによることが多い ため、気を付けてほしい。
- (齋藤部会長)窓口における本人確認などで失敗するのは高齢者が多いと思うので、 手順書を定めるなど適切に運用するようにしてほしい。

※介護保険課からの回答

介護保険システムでは、マスタデータを参照しているものと、複数のテーブルに 同様のデータを保有しているものがある。後者は、異動入力画面が統合されている ため、更新情報が一括して複数のテーブルに反映されることとなっている。そのた め、質問にあった、一部のテーブルにおいてデータ更新が漏れてしまう事象は発 生しないよう設計されている。なお、特定個人情報保護評価指針の解説には、特定 個人情報ファイルの単位についてはデータベース設計どおりにする必要はなく、複 数のテーブルを合わせて1つの特定個人情報ファイルとすることが可能であるとされている。介護保険業務で使用している特定個人情報ファイルは、使用目的が明確であり、システムの体系がわかる適切な大きさの単位であることから、特定個人情報保護評価書には1つの特定個人情報ファイルとしている。また、現在のファイル名では市民にもわかりにくい点もあるため、「資格・賦課・収滞納・受給者・給付情報ファイル(介護保険システム)」から「介護保険情報ファイル(介護保険システム)」へ変更する。

(2) 地方税・森林環境税事務に関する特定個人情報保護評価について 実施機関である市民税課、資産税課及びDX推進課から、資料に基づいて説明及び資料 の訂正、事務局から資料の訂正についての説明の後、質疑応答が行われた。 (訂正内容)

- ・実施計画書のP2一部記載事項修正
- ・基礎項目評価書のP11一部誤字の修正
- ・全項目評価書のP5システムの名称について、変更箇所に反映漏れ
- ・評価補足シートの相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する 規程、相模原市保有個人情報等の適切な管理に関する要綱について、2回目以 降の記載を略称に修正

(松浦委員) システムの開発段階の現状はどうか。

- (DX推進課) 令和8年1月に向けて、各システムの委託先のベンダーと調整段階である。現行システムと、標準化システムへのギャップを検証して、どのように運用していくかの確認段階である。今後、ガバメントクラウドが本市の環境と繋がり次第、データ移行のテストを行う予定である。
- (齋藤部会長)全項目評価書のP96、パブリックコメントの実施時期について未 記入なため、今後の予定はどうか。

(市民税課) 2月から3月を予定している。

(松浦委員) 点検報告書で、公表しない部分を明示するという確認項目があり、作成された評価書で公表しない部分はあるか。

(市民税課) 公表しない部分はない。

- (齋藤部会長) 点検報告書の確認項目の一つだが、確認できる項目がないので、判断がつかなかった。
- (市民税課) 評価書に公表しない部分があるかないかを記載する箇所はなく、一律 全て公表している。
- (慎委員)全項目評価書のP10の③入手の時期・頻度欄の4情報とは何か。
- (DX推進課)基本4情報で、住所、氏名、生年月日、性別のことである。
- (齋藤部会長) 先ほどの介護保険事務でも指摘したが、パスワードは定期的に変更 しない方がよいと国の指針にあるが、変更しないといけない仕様ということな

ら仕方ないが、あまり望ましくない。

(慎委員)事務について大きな変更点はなく、ほとんどがシステム移管によるものか。

(市民税課) そのとおりである。

- (慎委員)介護保険事務でも指摘したが、システム移行時は慣れていない作業や多 忙などの理由からヒューマンエラーが生じやすいので気を付けること。
- (齋藤部会長) 評価書は図もあるため、公表時にカラーで確認ができるほうがよい。 (市民税課) ホームページで公表するため、カラーで確認ができる。
- (DX推進課)全項目評価書のP12、28、39、44の再委託について、再委託しないと記載されているが、委託先であるRKKCSから再委託したい旨の打診を受けており、調整中であるが、再委託をする方向である。正式に再委託の承認後、パブリックコメントの前には、記載を修正させていただくことになる。
- (齋藤部会長)全項目評価書のP22など、委託先が未定の箇所があるがどのような状況か。
- (市民税課)契約先が決まったものは記載していき、契約前の段階のものは契約後 に都度、年に1回の評価書の見直しなどで修正していく。
- (齋藤部会長) 一昨年の相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会で出た意見だが、委託先に対する瑕疵があった場合に、損害賠償を求める記載がある方がよいのではないかという意見が別の委員からあったことを伝えておく。

以上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 特定個人情報保護評価専門部会 委員出欠席名簿 (令和7年1月10日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備考
1	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	部会長
2	慎 祥揆	東海大学情報理工学部 コンピュータ応用工学科教授	出席	副部会長
3	松浦 薫	弁護士	出席	